

*北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

規 則

○北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則..... (人事課)	1
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (環境生活部総務課)	3
○北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則... (道民活動文化振興課)	3
○精神病院の用語の整理のための関係規則の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課)	6
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課)	6
○北海道立小児総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者保健福祉課)	24
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (経済部総務課)	24
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (水産林務部総務課)	24
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (建設部総務課)	25
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課)	25
○北海道青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則..... (道民活動文化振興課)	35
訓 令	
○北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	36

規 則

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則をここに公布する。
平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第160号

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成18年北海道条例第86号。以下「費用償還条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大学院派遣研修)

第2条 費用償還条例第2条第2項の規則で定める研修は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が定める研修とする。

- (1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。
- (2) 道が必要な費用を支出するものであること。
- (3) 費用償還条例第2条第2項の職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

(大学院派遣研修費用)

第3条 費用償還条例第2条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)による旅費
- (2) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第68条の2第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程をいう。以下この条において同じ。)に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等(同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。)に対して支払う費用
- (3) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用
(道又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第4条 費用償還条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(同条第1項に規定する特定独立行政法人を除く。)
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人
- (5) 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第10条に規定する特定法人
- (6) その他知事が定める法人
(大学院派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項)

第5条 任命権者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第6条第1項に規定する任命権

者並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に大学院派遣研修を命じる場合の北海道教育委員会をいう。以下同じ。）は、大学院派遣研修の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該大学院派遣研修が費用償還条例第2条第2項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に大学院派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該大学院派遣研修の期間を明示しなければならない。大学院派遣研修を命じた後に当該大学院派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。

（費用償還条例第3条第1項に該当する者に対する通知）

第6条 任命権者は、費用償還条例第3条第1項に該当する者に対し、速やかに、大学院派遣研修の名称及び期間、大学院派遣研修のために道が支出した大学院派遣研修費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知し、償還を求めるものとする。

（費用償還条例第3条第1項第2号の規則で定める率）

第7条 費用償還条例第3条第1項第2号の規則で定める率は、60月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条に定めるところによる。
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、30日をもって1月とする。

（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

第8条 費用償還条例第3条第3項第1号の規則で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
- (2) 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2各号に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

2 前項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害

補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

（費用償還条例第3条第1項の規定が適用されない場合）

第9条 費用償還条例第4条第4号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 外国派遣職員又は団体派遣職員が派遣先の機関の業務又は派遣先団体の業務を公務とみなした場合に費用償還条例第4条第1号に該当する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、費用償還条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が定める場合

第10条 費用償還条例第4条第6号の規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等となるため離職した場合とする。

（特別職地方公務員等となった者に関する特例）

第11条 費用償還条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する費用償還条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）
 - ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の適用を受ける者にあつては同法第1条の2に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあつては同法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
 - イ 国家公務員法第79条に規定する人事院規則で定めるその他の場合に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
 - ウ 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国の政府の機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間
- (2) 国家公務員法第82条若しくは地方公務員法第29条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間（法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。）

(3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定による育児休業をした期間

第12条 費用償還条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する費用償還条例第4条の各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

ア 国家公務員法第78条第2号又は地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合

イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

(2) 国家公務員法第78条第4号又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合

(3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

(4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として知事が定める場合
（報告）

第13条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において実施した大学院派遣研修の名称及び当該大学院派遣研修を命ぜられた職員の状況並びにかつて大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、当該年度内において離職（費用償還条例第5条第2項の規定により離職とみなされる場合を含み、費用償還条例第4条第5号又は第6号に該当して離職した場合を除く。）し、又は死亡した者の大学院派遣研修及び大学院派遣研修費用の償還に関する状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、職員の大学院派遣研修費用の償還に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第161号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「別表第1の4の3の項¹⁸」を「別表第1の4の3の項²⁵」に改め、「届出（）」の次に「市町村長から」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第162号

北海道青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道青少年保護育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道青少年健全育成条例施行規則

第1条第1項中「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に、「第4条第1項、第5条第1項第3号、第7条第1項第4号又は第8条第1項第3号」を「第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号」に改め、「有害興行」の次に「（条例第15条第1項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行をいう。以下同じ。）」を、「有害がん具類」の次に「有害刃物」を、「有害広告物」の次に「（以下「有害興行等」という。）」を加え、同条第2項中「第5条第1項第1号及び第2号並びに第8条第1項第1号」を「第16条第1項第1号及び第2号並びに第22条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第7条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改める。

第2条を次のように改める。

（指定告示の内容）

第2条 条例第15条第2項本文（条例第23条（条例第16条第1項第2号の規定による指定に係る部分を除く。）において準用する場合を含む。）の規定による告示は、有害興行等としての指定の範囲、種別、題名、指定箇所及び指定理由について行うものとする。

第4条及び第5条を削る。

第3条第1項中「第10条第1項第4号」を「第24条第1項第4号」に改め、同条第2項中「第10条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 自動販売等業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所を使用する権原があることを証する書類
- (4) 図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類
- (5) 自動販売機等管理者の就任承諾書
- (6) 自動販売機等管理者の住民票の写し又はこれに代わる書面

第3条第4項中「第10条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条第5項中「第12条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第6項中「第12条第2項」を「第26条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第2条の2中「第8条第4項ただし書及び第30条第4項ただし書」を「第22条第4項ただし書及び第44条第4項ただし書」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（有害図書類の陳列の方法）

第3条 条例第18条第1項の規定による区分は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切りの設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法
- (2) 有害図書類以外の図書類を陳列する場所から60センチメートル以上離れた場所に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (3) 有害図書類から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、有害図書類をその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が有害図書類以外の図書類と明確に区分され

ていると知事が認める方法

第8条第1項中「第33条第1項」を「第53条第1項」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「関係吏員」を「関係職員」に、「吏員の」を「職員の」に改め、同条第2項中「当該吏員」を「当該職員」に、「別記第14号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「条例第4条第1項の指定を受けた」を削り、「同条第3項」を「条例第15条第3項」に、「別記第12号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「興行者」を「興行者等」に、「第21条第2項」を「第37条第2項」に、「別記第13号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条第3項中「場内」を「場内」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第29条第1項第3号」を「第43条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第29条第1項」を「第43条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第3項第1号中「写し」の次に「又はこれに代わる書面」を加え、同条第4項中「第29条第2項」を「第43条第2項」に、「別記第10号様式」を「別記第7号様式」に、「別記第11号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（自動販売機等管理者の要件）

第6条 条例第25条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 20歳以上であること。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- (3) その管理する自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。

別記第1号様式中「（第3条関係）」を「（第5条関係）」に、「北海道青少年保護育成条例第10条第1項」を「北海道青少年健全育成条例第24条第1項」に、

「

自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 氏 名 電話番号
-----------------	--------------------

」

を

「

自動販売機等の設置場所の提供者	住所（法人にあっては、主たる事務所所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名） 電話番号
-----------------	--

」

に改め、同様式の末尾欄外の備考を次のように改める。

備考 1 自動販売等業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあっては、登記事項証明書）1通を添付すること。

- 2 自動販売機等の設置場所の見取図1通を添付すること。
- 3 自動販売機等の設置場所を使用する権原があることを証する書類1通を添付すること。
- 4 図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類1通を添付すること。
- 5 自動販売機等管理者の就任承諾書1通を添付すること。
- 6 自動販売機等管理者の住民票の写し又はこれに代わる書面1通を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第10条第2項」を「北海道青少年健全育成条例第24条第2項」に改め、同様式の末尾欄外の備考を次のように改める。

- 備考
- 1 変更事項が自動販売等業者の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所所在地又は名称若しくは代表者氏名)の変更であるときは、その者の住民票の写し又はこれに代わる書面(法人にあっては、その法人の登記事項証明書)1通を添付すること。
 - 2 変更事項が自動販売機等の設置場所の変更であるときは、新たな設置場所について、その見取図、その使用の権原があることを証する書類及び図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類各1通を添付すること。
 - 3 変更事項が自動販売機等の設置場所の提供者の変更であるとき(設置場所の変更がないときに限る。)は、その設置場所について、その使用の権原があることを証する書類及び図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類各1通を添付すること。
 - 4 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるとき(新たに自動販売機等管理者を置くときを含む。)は、新任者の就任承諾書及びその住民票の写し又はこれに代わる書面各1通を添付すること。
 - 5 変更事項が自動販売機等管理者の住所又は氏名の変更であるときは、その者の住民票の写し又はこれに代わる書面1通を添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第10条第2項」を「北海道青少年健全育成条例第24条第2項」に改める。

別記第4号様式中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改める。

別記第5号様式中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第12条第2項」を「北海道青少年健全育成条例第26条第2項」に改める。

別記第6号様式から第8号様式までを削る。

別記第9号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第29条第1項」を「北海道青少年健全育成条例第43条第1項」に改め、同様式の末尾欄外の備考の1の事項中「写し」の次に「又はこれに代わる書面」を加え、「他の」を「条例第43条第1項又は第2項の規定による他の」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第10号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第29条第2項」を「北海道青少年健全育成条例第43条第2項」に改め、同様式の末尾欄外の備考の1の事項中「写し」の次に「又はこれに代わる書面」を加え、「他の」を「条例第43条第1項又は第2項の規定による他の」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第11号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第29条第2項」を「北海道青少年健全育成条例第43条第2項」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第12号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、

「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改め、

同様式を別記第9号様式とする。

別記第13号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、

「北海道青少年保護育成条例」を「北海道青少年健全育成条例」に改め、

同様式を別記第10号様式とする。

別記第14号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「北海道青少年保護育成条例第33条」を「北海道青少年健全育成条例第53条」に改め、同様式の(裏)を次のように改め、同様式を別記第11号様式とする。

(裏)

北海道青少年健全育成条例（抜粋）

（立入調査等）

第53条 知事は、この条例実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、興行その他の営業の場所に立ち入らせ、調査を行わせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、知事の定める証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (2) 第53条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による資料の提出の要求に正当な理由がなくて応ぜず、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

精神病院の用語の整理のための関係規則の一部を改正する規則

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第163号

精神病院の用語の整理のための関係規則の一部を改正する規則

（北海道行政組織規則の一部改正）

第1条 北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

第7条第2項中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第3章第5節第2款の款名を次のように改める。

第2款 道立精神科病院

第85条から第87条までの規定、別表第8その2、別表第10及び別表第11中「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

本則、別記第4号様式及び別記第16号様式中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第3条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3章第6節第5款及び第9款」を「第3章第5節第1款及び第2款」に、「道立精神病院」を「道立精神科病院」に改める。

附 則

1 この規則は、平成18年12月23日から施行する。

2 この規則の施行の際に第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、第2条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第164号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）」及び」を「いう。）」に改め、「省令」という。）」の次に「及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成18年北海道条例第87号。以下「条例」という。）」を加える。

第1条の2の次に次の1条を加える。

（任意入院者の退院制限に関する記録）

第1条の3 法第22条の4第6項の記録は、別記第1号様式の2の任意入院者を退院制限した場合の記録によってしなければならない。

第2条中「別記第1号様式の2」を「別記第1号様式の3」に改める。

第15条を次のように改める。

（医療保護入院者の入院措置に関する記録）

第15条 法第33条第6項の記録は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面によらなければならない。

- (1) 法第33条第1項に規定する場合において法第33条第4項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録（別記第17号様式）

(2) 法第33条第2項に規定する場合において法第33条第4項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による医療保護入院者(第33条第2項・第4項)の入院届及び記録(別記第17号様式の2)

第15条の5中「別記第17号様式の6による」を「別記第17号様式の9の」に改め、同条を第15条の7とする。

第15条の4中「別記第17号様式の5による」を「別記第17号様式の8の」に改め、同条を第15条の6とする。

第15条の3中「第33条の4第2項」を「第33条の4第5項」に、「別記第17号様式の4による応急入院届」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第33条の4第1項の規定による措置を採った場合 応急入院届(別記第17号様式の7)

(2) 法第33条の4第2項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による応急入院(第33条の4第2項)届及び記録(別記第17号様式の6)

第15条の3を第15条の5とする。

第15条の2中「別記第17号様式の3による」を「別記第17号様式の5の」に改め、同条を第15条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(応急入院者の入院措置に関する記録)

第15条の4 法第33条の4第4項の記録は、別記第17号様式の6の特定医師による応急入院(第33条の4第2項)届及び記録によらなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(医療保護入院の届出)

第15条の2 法第33条第7項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面によらなければならない。

(1) 法第33条第1項の規定による措置を採った場合 医療保護入院者の入院届(別記第17号様式の3)

(2) 法第33条第2項の規定による措置を採った場合 医療保護入院者(第33条第2項)の入院届(別記第17号様式の4)

(3) 法第33条第1項に規定する場合において法第33条第4項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による医療保護入院者(第33条第1項・第4項)の入院届及び記録(別記第17号様式)

(4) 法第33条第2項に規定する場合において法第33条第4項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による医療保護入院者(第33条第2項・第4項)の入院届及び記録(別記第17号様式の2)

第17条の2を削る。

第17条の3中「法」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第46条の規定による改正前の法」に、「別記第25号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第17条の2とする。

第17条の4中「法」を「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の法」に、「別記第26号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条を第17条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(任意入院者の症状等に係る報告)

第17条の4 条例第2条第1項の報告書は、別記第26号様式の任意入院患者の定期病状報告書とする。

第18条中「、省令」の次に「、条例」を加え、「又は省令」を「、省令又は条例」に改める。

第19条第8号中「から第17条の4まで」を「及び第17条の3」に改める。

別記第1号様式の2を別記第1号様式の3とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2(第1条の3関係)

任意入院患者を退院制限した場合の記録

年 月 日

病 院 名

所 在 地

管 理 者 名

㊞

任意入院患者	フリガナ		生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	月 日	(年齢 歳)
	住 所			
任意入院退院制限 年 月 日	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日 入 院 形 態	年 月 日	
病 名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			

初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)
初回から前回までの入院回数	計 回
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他() IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()
〈その他の重要な症状〉	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()
〈問題行動等〉	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()
〈現在の状態像〉	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()
任意入院継続の必要性	
入院の継続が必要と認められた特定医師氏名	署名

確認した精神保健指定医氏名	署名	診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)	
精神保健指定医が退院制限が妥当でないと判断した場合の理由				
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月 日 年 月 日生
		(男・女)	続柄	年 月 日 年 月 日生
	住 所			
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()				

事後審査委員会意見	
-----------	--

記載上の留意事項

- 1 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院の継続が必要と認められた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第4条関係)

診 察 場 所	年 月 日 時 分～ 時 分
診 察 日 時	
職 員 氏 名	
行政庁の措置	
行政庁メモ欄	

記載上の留意事項

- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字、A及びBを で囲むこと。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
- 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第8条関係）

措置入院者の症状消退届

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名



次の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措 置 入 院 者	フリガナ	生年 月 日	年 月 日 生 (年齢 歳)	公費負担医療 の受給者番号				
	氏 名 (男・女)							
	住 所							

保 護 者	フリガナ	続柄	生年 月 日	年 月 日 生 (年齢 歳)
	氏 名 (男・女)			
	住 所			
	フリガナ	続柄	生年 月 日	年 月 日 生 (年齢 歳)
	氏 名 (男・女)			
	住 所			
措 置 年 月 日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()		
入院以降の病状又は状態像の経過 (措置症状消退と関連して記載すること。)				
措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名	署名			
措置解除後の処置に関する意見	1 入院継続（任意入院・医療保護入院・他科） 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他()			
退院後の帰住先	1 自宅（i 家族と同居 ii 単身） 2 施設 3 その他()			
帰住先の住所				
訪問指導等に関する意見				
障害福祉サービス等の活用に関する意見				
主治医氏名				

記載上の留意事項

- 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
 - 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。
- 別記第17号様式から別記第17号様式の6までを次のように改める。

別記第17号様式（第15条、第15条の2関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条第1項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名



医療保護入院者	フリガナ	生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	(年齢 歳)
住 所			
保護者の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日
	(午前・午後 時)	入 院 形 態	
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリ-()	ICDカテゴリ-()	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動		

〈その他の重要な症状〉

〈問題行動等〉

〈現在の状態像〉

- 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分
 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進
 7 その他()

VII 意欲

- 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷
 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()

VIII 自我意識

- 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()

IX 食行動

- 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()

- 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存()
 4 その他()

- 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()

- 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態
 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
 10 その他()

医療保護入院の
必 要 性

(患者自身の病
気に対する理
解の程度を含
め、任意入院
が行われる状
態にないと判
断した理由に
ついて記載す
ること。)

入院を必要と認め
た特定医師氏名

署名

確認した精神保健
指定医師氏名

署名

診察
日時

年 月 日
(午前・午後 時)

精神保健指定医が
入院妥当でないと
判断した場合の理
由

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月 日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）					

事後審査委員会意見	
-----------	--

記載上の留意事項

- 1 [] 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 6 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 7 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第17号様式の2（第15条、第15条の2関係）

特定医師による医療保護入院者（第33条第2項・第4項）の入院届及び記録

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名



次の者が特定医師の診察により医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定により届け出ます。

なお、保護者の選任がされた場合、改めて同項の規定により届け出ます。

入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年 月 日	年 月 日生 (年齢 歳)
	住 所			
第33条第2項・第4項の入院年月日	年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日 入 院 形 態	年 月 日	
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリ-()	ICDカテゴリ-()		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～	年 月 日(入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回			
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷			

〈その他の重要な症状〉 〈問題行動等〉 〈現在の状態像〉	5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他() IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()				
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()				
	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()				
	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()				
医療保護入院の 必 要 性 患者自身の病 気に対する理 解の程度を含 め、任意入院 が行われる状 態にないと判 断した理由に ついて記載す ること。					
入院を必要と認め た特定医師氏名	署名				
確認した精神保健 指定医氏名	署名	診察 日時	年月日 (午前・午後 時)		
精神保健指定医が 入院妥当でないと 判断した場合の理 由					
同 意 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
	住 所				

家庭裁判所への申 請日(予定日を含 む)	年 月 日
----------------------------	-------

事後審査委員会意 見	
---------------	--

記載上の留意事項

- 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第17号様式の3 (第15条の2関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
 所 在 地
 管理者名



医療保護入院者	フリガナ		生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	月 日	(年齢 歳)
	住 所			
保護者の同意によ り入院した年月日	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日
			入 院 形 態	
第34条による移送の有無	あり ・ なし			

病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリ-()	ICDカテゴリ-()	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日～	年 月 日(入院形態)	
前回入院期間	年 月 日～	年 月 日(入院形態)	
初回から前回までの入院回数	計 回		
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もろろ 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他() IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()		
〈その他の重要な症状〉	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()		
〈問題行動等〉	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()		
〈現在の状態像〉	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もろろ状態 9 認知症状態 10 その他()		
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)			
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名		
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄
	住 所	(男・女)	続柄
	生年月日	年 月 日生	
	生年月日	年 月 日生	
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他()		
審査会意見			
都道府県の措置			
記載上の留意事項			
1 <input type="checkbox"/> 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条の規			

- 定による移送が行われた場合は、この欄は記載する必要がない。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること（第33条第2項又は第33条第2項・第4項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）。
 - 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
 - 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
 - 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
 - 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
 - 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
 - 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等で囲むこと。

別記第17号様式の4（第15条の2関係）

医療保護入院者（第33条第2項）の入院届

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名



次の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第7項の規定により届け出ます。

なお、保護者の選任がされた場合、改めて同項の規定により届け出ます。

入 院 者	フリガナ			生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)		月 日	(年齢 歳)
	住 所				
第33条第2項の入院年月日	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日	
			入 院 形 態		
第34条による移送の有無	あり ・ なし				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		

	ICDカテゴリ-()	ICDカテゴリ-()			
医療保護入院の必要性 患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)					
病状又は状態像の概要					
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名				
同 意 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
	住 所				
家庭裁判所への申請日(予定日を含む。)	年 月 日				

記載上の留意事項

- 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条の規定による移送が行われた場合は、この欄は記載する必要がない。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

3 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記第17号様式の5（第15条の3関係）

医療保護入院者の退院届

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名



次の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医 療 保 護 者 入 院 者	フリガナ				生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)			月 日	(年齢 歳)
	住 所					
保 護 者	フリガナ				生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)			月 日	
	住 所					
	フリガナ				生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)			月 日	
	住 所					
入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日					
退院年月日	年 月 日					
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症			
	ICDカテゴリー()		ICDカテゴリー()			
退院後の処置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科)		2 通院医療			
	3 転医		4 死亡		5 その他()	
退院後の帰住先	1 自宅(i 家族と同居 ii 単身)		2 施設			
	3 その他()					
帰住先の住所						

訪問指導等に関する意見	
障害福祉サービス等の活用に関する意見	
主治医氏名	

記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄は、医療保護入院の年月日（第33条第2項又は第33条第2項・第4項の規定による入院を経た場合にあってはその入院年月日）を記載すること。
- 2 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 3 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 4 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第17号様式の6（第15条の4、第15条の5関係）

特定医師による応急入院（第33条の4第2項）届及び記録

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名



応 急 入 院 者	フリガナ				生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)			月 日	(年齢 歳)
	住 所					
依頼をした者の入院者との関係						
入院年月日	年 月 日(午前・午後 時)					
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症			
	ICDカテゴリー()		ICDカテゴリー()			
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)					

応急入院の必要性 患者自身の病 気に対する理 解の程度を含 め、任意入院 が行われる状 態にないと判 断した理由に ついて記載す ること。	
初回入院期間 年月日～ 年月日(入院形態) 前回入院期間 年月日～ 年月日(入院形態) 初回から前回ま での入院回数 計 回	
〈現在の精神症状〉 I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他() VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他() IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他() 〈その他の重要な 症状〉 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他() 〈問題行動等〉 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()	

〈現在の状態像〉 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()	
応急入院を 採った理由 患者自身の病 気に対する理 解の程度を含 め、応急入院 を採った理由 について記載 すること。	
入院を必要と認め た特定医師氏名	署名
確認した精神保健 指定医氏名	署名 診察 日時 (午前・午後 時)
精神保健指定医が 入院受当でない と判断した場合の理 由	
事後審査委員会意 見	

記載上の留意事項

- 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。
- 確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 事後審査委員会意見は記録の場合について記載すること。
- 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第17号様式の6の次に次の3様式を加える。

別記第17号様式の7（第15条の5関係）

応 急 入 院 届

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名



応 急 入 院 者	フリガナ	生年 月 日	年 月 日 生 (年齢 歳)
	氏 名 (男・女)		
住 所			

依頼をした者の
入院者との関係

入 院 年 月 日

年 月 日 (午前・午後 時)

第34条による移送の有無

あり ・ なし

病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()	

応急入院の必要性

患者自身の病
気に対する理
解の程度を含
め、任意入院
が行われる状
態にないと判
断した理由に
ついて記載す
ること。

(特定医師の診
察により入院
した場合には特定
医師の採った措
置の妥当性につ
いて記載するこ
と。)

病状又は状態像
の概要

応 急 入 院 を
採 っ た 理 由
(保護者等の同
意を得ること
のできなかつ
た理由を含め、
応急入院を採
った理由につ
いて記載する
こと。)

入院を必要と認
めた精神保健指
定医氏名

署名

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、第34条の規定による移送が行われた場合は、この欄は記載する必要がない。
- 2 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。

別記第17号様式の8（第15条の6関係）

措置入院者の定期病状報告書

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名



公費負担医療 の受給者番号					
措 置 入 院 者	フリガナ	生年 月 日	年 月 日 生 (年齢 歳)		
	氏 名 (男・女)				
住 所					
措 置 年 月 日	年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	年 月 日		

前回の定期報告年月日	年 月 日		
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)		
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日(入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		
過去6箇月間(措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間)の仮退院の実績	計 回	延べ日数	日
過去6箇月間(措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間)の治療の内容とその結果を記載すること。 (問題行動を中心として記載すること。)			
今後の治療方針(再発防止への対応含む)を記載すること。			
処遇、看護及び指導の現状	隔 離	i 多用 ii 時々 iii ほとんど不要	
	注 意 必 要 度	i 常に厳重な注意 ii 随時一応の注意 iii ほとんど不要	
	日常生活の介助指導必要性	i 極めて手間のかかる介助 ii 比較的簡単な介助と指導 iii 生活指導を要する iv その他()	
重大な問題行動(Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像(該当のローマ数字及び算用数字を で囲むこと。)		
1 殺人	A	B	(現在の精神症状)
2 放火	A	B	I 意識
3 強盗	A	B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう
4 強姦	A	B	4 その他()
5 強制わいせつ	A	B	II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害)
6 傷害	A	B	III 記憶
7 暴行	A	B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘
8 恐喝	A	B	4 その他()
9 脅迫	A	B	IV 知覚
10 窃盗	A	B	1 幻聴 2 幻視 3 その他()
11 器物損壊	A	B	V 思考
12 弄火又は失火	A	B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩
13 家宅侵入	A	B	4 滅裂思考 5 思考奔逸
14 詐欺等の経済的な問題行動	A	B	6 思考制止 7 脅迫観念
15 自殺企図	A	B	8 その他()
16 自傷	A	B	VI 感情・情動
17 その他()	A	B	1 感情平板化 2 抑うつ気分
			3 高揚気分 4 感情失禁
			5 焦燥・激越
			6 易怒性・被刺激性亢進
			7 その他()
			VII 意欲
			1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮
			4 昏迷 5 精神運動制止
			6 無為・無関心 7 その他()
			VIII 自我意識
			1 離人感 2 させられ体験 3 解離
			4 その他()
			IX 食行動
			1 拒食 2 過食 3 異食
			4 その他()
			〈その他の重要な症状〉
			1 てんかん発作 2 自殺念慮
			3 物質依存() 4 その他()
			〈問題行動等〉
			1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為
			4 その他()
			〈現在の状態像〉
			1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態
			3 昏迷状態
			4 統合失調症等残遺状態
			5 抑うつ状態 6 躁状態
			7 せん妄状態 8 もうろう状態

			9 認知症状態	10 その他()	
診察時の特記事項					
本報告に係る診察年月日		年月日			
診断した精神保健指定医氏名		署名			
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年月日	年月日生
		(男・女)	続柄	年月日	年月日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年月日) 5 その他()				

審査会意見	
都道府県の措置	

記載上の留意事項

- 1 []内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当するすべての算用数字、A及びBを で囲むこと。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点

- を置くこと。
- 8 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象等について記載すること。
 - 9 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 10 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
 - 11 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
 - 12 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第17号様式の9(第15条の7関係)

医療保護入院者の定期病状報告書

年月日

北海道知事 様

病 院 名

所 在 地

管理者名



医 療 保 護 入 院 者	フリガナ		生年	年 月 日生
	氏 名	(男・女)	月 日	(年齢 歳)
	住 所			
医 療 保 護 入 院 年 月 日 (第33条第1項による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日	
	入 院 形 態			
前 回 の 定 期 報 告 年 月 日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()		
生 活 歴 及 び 現 病 歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			
初 回 入 院 期 間	年 月 日~ 年 月 日(入院形態)			
前 回 入 院 期 間	年 月 日~ 年 月 日(入院形態)			
初 回 か ら 前 回 ま で の 入 院 回 数	計 回			
過 去 12 箇 月 間 の 外 泊 の 実 績	1 不 定 期 的 2 定 期 的 (i 月 単 位 ii 数 か 月 単 位 iii 盆 や 正 月) 3 な し			

過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること。	
症状の経過	i 悪化傾向 ii 動揺傾向 iii 不変 iv 改善傾向
今後の治療方針を記載すること（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて）	
〈現在の精神症状〉	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他（ ）</p> <p>II 知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他（ ）</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他（ ）</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他（ ）</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他（ ）</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他（ ）</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他（ ）</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他（ ）</p>
〈その他の重要な症状〉	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存（ ） 4 その他（ ）
〈問題行動等〉	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他（ ）

〈現在の状態像〉	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他（ ）				
本報告に係る診察年月日	年月日				
診断した精神保健指定医氏名	署名				
保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
保 護 者	住 所				
		1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）			

審査会意見	
都道府県の措置	

記載上の留意事項

- 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（第33条第2項の規定又は特定医師の診察による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること（第33条第2項又は第33条第2項・第4項の規定による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること。）。
- 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載する

こと。

- 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 8 保護者の氏名欄は、親権者が両親の場合は2人目を記載すること。
- 9 保護者の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を で囲むこと。

別記第20号様式中

添付書類	1 医師の診断書 2 年金証書の写し(級) 3 障害者手帳の写し
------	-----------------------------------

を

添付書類	1 医師の診断書 2 年金証書の写し(級)・同意書 3 特別障害給付金受給資格者証等の写し(級)・同意書 4 写真(縦4cm×横3cm)
------	--

に改め、同様式注意事項4中「又は④」を「、④」に改め、「振込(支払)通知書の写し」の次に「又は⑤特別障害給付金受給資格者証(特別障害給付金支給決定通知書及び国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し)を加え、「④まで」を「⑤まで」に改め、同様式中注意事項6を注意事項7とし、注意事項5を注意事項6とし、注意事項4の次に次の1事項を加える。

- 5 申請前1年以内に脱帽して上半身を写した写真(縦4cm、横3cm)を添付してください。

別記第22号様式中

1 破いた	2 汚した	3 失った	を
-------	-------	-------	---

1 破いた	2 汚した	3 失った	4 その他	に改め、注意事項6を注
-------	-------	-------	-------	-------------

意事項8とし、注意事項5の次に次の2事項を加える。

- 6 再交付申請の場合は、申請前1年以内に脱帽して上半身を写した写真(縦4cm、横3cm)を添付してください。
- 7 写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための再交付申請の場合は、申請理由を「4 その他」としてください。

別記第23号様式③の(5)の事項中「分裂病」を「統合失調症」に改め、同様式③の(10)の事項中「痴呆」を「認知症」に改め、同様式⑥の事項中

「(社会復帰施設、小規模作業所、グループホーム、ホームヘルプ、訪問指導等)」

を

「(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、小規模作業所、訪問指導等)」

に改め、同様式中

「	年 月 日	
医療機関所在地		医師氏名(自署又は記名押印)
名 称		
電 話 番 号		

を

「上記のとおり診断します。	年 月 日
医療機関の名称	
医療機関所在地	
電話番号	
診療科担当科名	
医師氏名(自署又は記名押印)	

に改める。

別記第24号様式を削る。

別記第25号様式中「(第17条の3関係)」を「(第17条の2関係)」に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

別記第26号様式中「(第17条の4関係)」を「(第17条の3関係)」に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同様式を別記第25号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第26号様式(第17条の4関係)

任意入院患者の定期病状報告書

年 月 日

北海道知事 様

病 院 名
所 在 地
管 理 者 名



任 意 入 院 者	フリガナ 氏 名	(男・女)	生年 月 日	年 月 日生 (年齢 歳)
	住 所			

任意入院年月日 (第22条の3による入院)	年月日	今回の入院年月日 入院形態	年月日
前回の定期報告年月日	年月日		
病名	1主たる精神障害	2従たる精神障害	3身体合併症
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年月日～年月日(入院形態)		
前回入院期間	年月日～年月日(入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計回		
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的(i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし		
過去12箇月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12箇月間に行動制限が行われた際はその必要性について)			
症状の経過	i 悪化傾向 ii 動揺傾向 iii 不変 iv 改善傾向		
任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること)			
今後の退院へ向けた取り組み			
〈現在の精神症状〉	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()		

〈その他の重要な症状〉 〈問題行動等〉 〈現在の状態像〉	V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()	
	VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()	
	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()	
	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()	
	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()	
	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()	
	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()	
	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()	
	本報告に係る 診察年月日	年月日
	診断した 主治医氏名	署名

審査会意見	
都道府県の措置	

記載上の留意事項

- 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること(第33条第2項の規定又は特定医師の診察による)

北海道知事 高 橋 はるみ

入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。）。
なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。

- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
- 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 6 入院時より6箇月の間に、開放処遇が制限された者の6箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 8 診断した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等で囲むこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立小児総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第165号

北海道立小児総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立小児総合保健センター条例施行規則（昭和52年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道規則第166号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成18年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

<p>3 特例条例別表第1の4の2の項²²に規定する北海道砂利採取計画の認可に関する条例（平成13年北海道条例第7号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則（平成13年北海道規則第88号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 規則第2条第2項の規定による災害の防止のための措置の通知 (2) 規則第3条第3項の規定による災害の防止のための措置の認定 (3) 規則第5条第1項第3号の規定による適正な保証措置の認定
---	--

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第167号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（市町村が処理する事務の範囲）

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

<p>1 特例条例別表第1の1の項⁽⁴⁾に規定する森林法（昭和26年法律第249号）の施行に係る</p>	<p>北海道林地開発許可に関する規則（平成12年北海道規則第48号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 規則第4条の規定による林地開発変更届出書の受理
---	---

事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

- (2) 規則第5条の規定による林地開発行為着手届出書の受理
- (3) 規則第6条第1項の規定による災害の防止のため必要がある旨の認定
- (4) 規則第6条第2項の規定による林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届出書の受理
- (5) 規則第7条第1項の規定による林地開発行為一時中止(廃止)届出書の受理
- (6) 規則第7条第2項の規定による林地開発行為一時中止(廃止)災害防止措置完了届出書の受理
- (7) 規則第7条第3項の規定による林地開発行為再開届出書の受理
- (8) 規則第8条の規定による林地開発行為施行状況報告書の受理
- (9) 規則第9条の規定による林地開発行為完了(工区完了)届出書の受理
- (10) 規則第10条の規定による林地開発行為災害発生届出書の受理
- (11) 規則第11条の規定による林地開発行為承継届出書の受理
- (12) 規則第12条の規定による林地開発行為復旧着手(完了)届出書の受理

2 特例条例別表第1の2の項(13)に規定する北海道漁港管理条例(昭和32年北海道条例第31号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

- 北海道漁港管理条例施行規則(昭和32年北海道規則第64号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 規則第8条第2項の規定による泊地及びけい留施設利用証の交付
 - (2) 規則第8条第3項の規定による泊地及びけい留施設利用証の確認
 - (3) 規則第8条第4項の規定による泊地及びけい留施設利用証の書換え交付又は再交付
 - (4) 規則第13条第2項の規定による施設使用許可指令書及び施設使用許可済証の交付
 - (5) 規則第13条第4項の規定による船名又は推進機関の種類若しくは馬力の変更の届出の受理
 - (6) 規則第13条第5項の規定による甲種漁港施設の使用の中止の届出の受理
 - (7) 規則第13条第6項の規定による施設使用許可指令書等の再交付

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第168号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中6の項を8の項とし、5の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 特例条例別表第1の15の2の項(14)に規定する都市緑地法(昭和48年法律第72号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

都市緑地法施行細則(平成17年北海道規則第106号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 規則第4条第1項の規定による特別緑地保全地区内における行為の完了等の届出の受理
- (2) 規則第4条第2項の規定による特別緑地保全地区内における行為の完了等の通知の受理
- (3) 規則第5条第1項の規定による住所等の変更の届出の受理
- (4) 規則第5条第2項の規定による住所等の変更の通知の受理

第2条の表中4の項を5の項とし、1の項から3の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に1の項として次のように加える。

1 特例条例別表第1の1の項(50)に規定する公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

公有水面埋立法施行細則(昭和48年北海道規則第60号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 規則第7条(規則第18条において準用する場合(公有水面埋立法第42条第3項において同法を準用する場合に限る。))を含む。)による補償金額の供託の届出の受理
- (2) 規則第17条の規定による原状回復の検査

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第169号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「テレビジョン」の次に「、インターネット」を加える。

第7条中「別記第2号様式」の次に「（条例第8条の2第1項の規定による決定（以下「期限付入居決定」という。）に係るものにあつては、別記第2号様式の2）」を加え、同条の次に次の4条を加える。

（期限付入居決定に係る入居期限）

第7条の2 条例第8条の2第1項に規定する入居期限は、現に同居し、又は同居しようとする小学校就学の始期に達するまでの者（該当する者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日とする。

（入居期限前の明渡しの申出）

第7条の3 条例第8条の2第2項ただし書の申出は、別記第2号様式の3の申出書を支庁長に提出してしなければならない。

（期限付入居決定に関する説明）

第7条の4 条例第8条の2第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の説明は、別記第2号様式の4の説明書を交付して行うものとする。

2 条例第8条の2第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の書面は、別記第2号様式の5の承諾書によるものとする。

（入居期限の延長）

第7条の5 条例第8条の2第6項の規則で定める事情は、期限付入居決定を受けた入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 条例第6条第2号に掲げる条件を具備していること。
- (2) 条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者があること。

2 条例第8条の2第6項の申出は、入居期限が到来する日の30日前までに、知事が別に定める書面を添えて、別記第2号様式の6の申出書を支庁長に提出してしなければならない。ただし、入居期限が到来する日の30日前の日後において、子の出生等により同項の規則で定める事情が生じたときは、入居期限が到来する日までの間、当該申出書を支庁長に提出することができる。

3 条例第8条の2第6項の規定による延長後の入居期限は、現に付されている入居期限が到来する日において期限付入居決定を受けた者と同居している12歳に達していない者（該当する者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日とする。

4 支庁長は、条例第8条の2第6項の規定により入居期限を延長したときは、同項の申出

をした者に別記第2号様式の7により通知するものとする。

第8条の表1の項の工を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特に居住の安定を図る必要がある者）

第8条の2 条例第9条第4項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60歳以上の者でアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 現に同居し、又は同居しようとする者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であること。
 - イ 現に同居し、又は同居しようとする者が配偶者のみであること。
 - ウ 現に同居し、又は同居しようとする者が配偶者及び18歳未満の者のみであること。
 - エ 現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者が60歳以上の配偶者のみである者
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする者が60歳以上の配偶者及び18歳未満の者のみである者
- (4) 政令第6条第1項第6号に該当する者
- (5) 政令第6条第4項第1号イ又はロのいずれかに該当する者
- (6) 政令第6条第4項第1号イ又はロのいずれかに該当する者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (7) 現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする寡婦
- (8) 小学校就学の始期に達するまでの者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (9) 4名以上の者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (10) 3名以上の18歳未満の者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していないもの
 - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (12) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

(13) その他知事が特に居住の安定を図る必要があると認める者

第9条第7項中「別記第7号様式」の次に「(期限付入居決定の場合にあつては、別記第7号様式の2)」を加える。

第13条第2項中「別記第11号様式」の次に「(子育て世帯向け住宅に係る入居の承継の承認の場合にあつては、別記第11号様式の2)」を加え、同条第3項中「別記第12号様式」の次に「(子育て世帯向け住宅に係る入居の承継の承認の場合にあつては、別記第12号様式の2)」を加える。

第16条の見出し中「家賃」を「家賃等」に改め、同条第1項中「第27条第2項」の次に「、第28条の3第3項」を加え、「の家賃」の次に「又は条例第28条の3第2項の金銭(以下「家賃等」という。)」を加え、「家賃」を「家賃等」に、「掲げる家賃」を「掲げる家賃等」に改め、同条第2項及び第3項中「家賃」を「家賃等」に改める。

第17条中「家賃」を「家賃等」に改める。

第19条の見出し中「家賃」を「家賃等」に改め、同条第1項中「第27条第2項」の次に「、第28条の3第3項」を加え、「家賃」を「家賃等」に改める。

第29条の次に次の2条を加える。

(入居期限の到来通知)

第29条の2 条例第28条の2第1項の通知は、別記第33号様式の2によるものとする。

2 条例第28条の3第1項の通知は、別記第33号様式の3によるものとする。

(入居期限到来後の金銭)

第29条の3 条例第28条の2第2項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

2 条例第28条の3第4項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,601」を「5,573」に改め、同部中

江別市	1,368	を	江別市
			千歳市

	1,368	に改め、同部北広島市の項中「1,539」を「1,534」
	40	

に改め、同部函館市の項中「1,908」を「1,818」に改め、同部小樽市の項中「1,195」を

「1,274」に改め、同部岩内町の項中「116」を「128」に改め、同部夕張市の項中「160」を「189」に改め、同部砂川市の項中「106」を「145」に改め、同部旭川市の項中「1,168」を「1,222」に改め、同部網走市の項中「445」を「460」に改め、同部幕別町の項中「290」を「317」に改め、同部釧路市の項中「1,049」を「1,044」に改め、同部根室市の項中「116」

	を	恵庭市	
54		恵庭市	54
		千歳市	36

に改め、同部函館市の項中「1,099」を「1,410」に改め、同部小樽市の項中「883」を「926」に改め、同部岩内町の項中「26」を「38」に改め、同部夕張市の項中「21」を「48」に改め、同部砂川市の項中「106」を「145」に改め、同部旭川市の項中「103」を「146」に改め、同部網走市の項中「421」を「429」に改め、同部幕別町の項中「108」を「135」に改め、同部釧路市の項中「772」を「767」に改め、同部根室市の項中「116」を「149」に改め、同表集

	を	北広島市	
3		千歳市	
		北広島市	

に改め、同部石狩市の項中「3」を「4」に改め、同部函館市の項中「12」を「11」

	に改め、同部小樽市の項中「8」を「9」に改め、同部岩見沢市の項中「1」を「2」に改め、			
同部中	砂川市	2	を	滝川市
				砂川市

に改め、同部旭川市の項中「6」を「8」

に改め、同部名寄市の項中「1」を「2」に改め、同部留萌市の項中「3」を「2」に改め、同部北見市の項中「2」を「1」に改め、同部網走市の項中「3」を「2」に改め、同部登別市の

項中「3」を「5」に改め、同部中

浦河町

1

 を

浦河町	1
新ひだか町	1

 に、

音更町

1

 を

音更町
幕別町

1
1

 に、

根室市

3

 を

根室市
中標津町

2

2

 に改め、同表高齢者生活相談所の部中

江別市

1

 を

江別市	1
千歳市	1

に、

網走市	1
-----	---

 を

網走市
幕別町

1
1

 に改める。

別表第2中「家賃」を「家賃等」に改める。

別表第4中

大麻西町団地駐車場

3,040円

 を

大麻西町団地駐車場	
千歳市	やまとの杜団地駐車場

3,040円

3,040円

 に改め、同表函館市の部中

高田屋通団地駐車場

3,430円

 を

高田屋通団地駐車場
田家町団地駐車場
谷地頭町団地駐車場
上湯川B団地駐車場
日吉町団地駐車場
東坂団地駐車場
旭森団地駐車場

3,430円

3,430円

 に改め、同表小樽市の部中

奥沢中央団地駐車場

3,040円

 を

奥沢中央団地駐車場
築港団地駐車場

3,040円

3,040円

 に改め、同表砂川市の部中

三砂団地駐車場

	2,540円	を	「 三砂団地駐車場 三砂ふれあい団地駐車場
	2,540円	に改め、同表旭川市の部中	「 神居団地駐車場
	3,040円	を	「 神居団地駐車場 宮下西団地駐車場
	3,040円	に改め、同表網走市の部中	「 中央公園団地
駐車場	2,540円	を	「 中央公園団地駐車場 サンガーデン鉄南団地
駐車場	2,540円	に改め、同表幕別町の部中	「 若草団
地駐車場	2,540円	を	「 若草団地駐車場 とかち野団地駐
車場	2,540円	に改め、同表根室市の部中	「 パークタ であえー
ウン明治団地駐車場	2,540円	に改める。	
る明治団地駐車場	2,540円		

別記第1号様式(表)中

希望の団地等	団地・地区名		特定目的住宅への入居希望	希 望	希望する・希望しない
	間取り	階数		希望する目的の住宅	
	適 用			特殊事情	

を

希望の団地等	住 宅 区 分	一般住宅又は特定目的住宅・子育て世帯向け住宅				
	団地・地区名	間取り	階数			
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅	特殊事情		
	摘 要					

に改める。

別記第2号様式の次に次の6様式を加える。

別記第2号様式の2(第7条関係)

北海道営住宅期限付入居決定通知

あなたは、審査の結果、道営住宅(子育て世帯向け住宅)に入居できることとなりました。

つきましては、次のとおり必要な手続きをしてください。

なお、この手続きを期限内に行わなかったときは、この入居の決定を取り消すことがありますので注意してください。

また、何らかの理由により、期限内に手続きを行うことができないときは、あらかじめ御連絡ください。

年 月 日

様
北海道 支庁長 印

1 期限付入居決定をした住宅等

団地名		住棟名		住戸番号 (階)
団地の所在地				

- 2 この住宅の入居期限
年 月 日
(北海道営住宅条例第8条の2第6項の規定により入居期限が延長された場合を除き、この入居期限までに子育て世帯向け住宅を明け渡していただきます。)
- 3 必要な手続
(1) 北海道営住宅入居請書を提出すること。
(2) 家賃の2月分に相当する額の敷金を別添の納入通知書により納付すること。
- 4 手続の期限
年 月 日

別記第2号様式の3（第7条の3関係）

子育て世帯向け住宅の入居期限前明渡申出書

年 月 日

北海道 支庁長 様

入居者 氏 名 印

子育て世帯向け住宅を入居期限の到来前に明け渡したいので、北海道営住宅条例第8条の2第2項ただし書の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 入居中の子育て世帯向け住宅の名称等
団地名
住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地
- 2 明渡予定日
年 月 日
- 3 明渡しの理由

別記第2号様式の4（第7条の4関係）

その1（期限付入居決定に係る説明）

子育て世帯向け住宅の期限付入居決定に関する説明書

年 月 日

現住所
氏 名 様
北海道 支庁長 印

子育て世帯向け住宅の期限付入居決定をするに当たり、北海道営住宅条例第8条の2第3項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。

記

- 1 入居予定の子育て世帯向け住宅の名称等
団地名
住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地
- 2 入居期限
(1) 1の子育て世帯向け住宅の入居期限は、北海道営住宅条例施行規則第7条の2の規定により 年 月 日までとします。
(2) この入居期限は、延長された場合を除き、入居期限の到来によってその効力を失いますので、必ず、当該入居期限が到来する日までに1の子育て世帯向け住宅を明け渡さなければなりません。
- 3 入居期限の延長
(1) 次のアからウまでのいずれにも該当する場合は、同居している12歳に達していない者（該当者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日まで入居期限を延長することができます。
ア 北海道営住宅条例第6条第2号に掲げる条件を具備していること。
イ 北海道営住宅条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
ウ 入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者があること。
(2) 入居期限の延長を受けようとする場合は、入居期限が到来する日の30日前までに別記第2号様式の6の申出書を支庁長に提出しなければなりません。ただし、入居期限の到来する日の30日前の日後において、子の出生等により(1)のアからウ

までに該当する事情が生じた場合には、入居期限が到来する日まで当該申出書を提出することができるものとします。

その2（入居期限の延長に係る説明）

子育て世帯向け住宅の入居期限の延長に関する説明書

年 月 日

入居者 氏 名 様
北海道 支庁長 印

子育て世帯向け住宅の入居期限を延長するに当たり、北海道営住宅条例第8条の2第7項において準用する同条第3項の規定により、あらかじめ次のとおり説明します。

記

1 入居中の子育て世帯向け住宅の名称等

団地名
住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地

2 延長後の入居期限

- (1) 1の子育て世帯向け住宅の延長後の入居期限は、北海道営住宅条例施行規則第7条の5第3項の規定により 年 月 日までとします。
- (2) この延長後の入居期限は、再度延長された場合を除き、延長後の入居期限の到来によってその効力を失いますので、必ず、当該延長後の入居期限が到来する日までに1の子育て世帯向け住宅を明け渡さなければなりません。

3 入居期限の再延長

- (1) 次のアからウのいずれにも該当する場合は、同居している12歳に達していない者（該当者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日まで延長後の入居期限を延長することができます。
 - ア 北海道営住宅条例第6条第2号に掲げる条件を具備していること。
 - イ 北海道営住宅条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
 - ウ 延長後の入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者がいること。

- (2) 延長後の入居期限の延長を受けようとする場合は、延長後の入居期限の到来する日の30日前までに別記第2号様式の6の申出書を支庁長に提出しなければなりません。ただし、延長後の入居期限の到来する日の30日前の日後において、子の出生等により(1)のアからウまでに該当する事情が生じた場合には、延長後の入居期限が到来する日まで当該申出書を提出することができるものとします。

別記第2号様式の5（第7条の4関係）

その1（期限付入居決定に係る説明の承諾）

子育て世帯向け住宅の期限付入居決定に関する承諾書

年 月 日

北海道 支庁長 様

現住所
氏 名 印

子育て世帯向け住宅の期限付入居決定について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

記

1 入居予定の子育て世帯向け住宅の名称等

団地名
住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地

2 入居期限

- (1) 1の子育て世帯向け住宅の入居期限は、北海道営住宅条例施行規則第7条の2の規定により 年 月 日までであること。
- (2) この入居期限は、延長された場合を除き、入居期限の到来によってその効力を失うので、必ず、当該入居期限が到来する日までに1の子育て世帯向け住宅を明け渡さなければならないこと。

3 入居期限の延長

- (1) 次のアからウのいずれにも該当する場合は、同居している12歳に達していない者（該当者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日まで入居期限を延長することができること。

- ア 北海道営住宅条例第6条第2号に掲げる条件を具備していること。
 - イ 北海道営住宅条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
 - ウ 入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者がいること。
- (2) 入居期限の延長を受けようとする場合は、入居期限が到来する日の30日前までに別記第2号様式の6の申出書を支庁長に提出しなければならないこと。ただし、入居期限が到来する日の30日前の日後において、子の出生等により(1)のアからウまでに該当する事情が生じた場合には、入居期限が到来する日まで当該申出書を提出することができること。

その2（入居期限の延長に係る説明の承諾）

子育て世帯向け住宅の入居期限の延長に関する承諾書

年 月 日

北海道 支庁長 様

入居者 氏 名 

子育て世帯向け住宅の入居期限の延長について、次のとおり説明を受け、承諾しました。

記

- 1 入居中の子育て世帯向け住宅の名称等
 - 団地名
 - 住棟名
 - 住戸番号 (階)
 - 団地の所在地
- 2 延長後の入居期限
 - (1) 1の子育て世帯向け住宅の延長後の入居期限は、北海道営住宅条例施行規則第7条の5第3項の規定により 年 月 日までであること。
 - (2) この延長後の入居期限は、再度延長された場合を除き、延長後の入居期限の到来によってその効力を失うので、必ず、当該延長後の入居期限が到来する日までに1の子育て世帯向け住宅を明け渡さなければならないこと。
- 3 入居期限の再延長
 - (1) 次のアからウのいずれにも該当する場合は、同居している12歳に達していない者（該当者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達する

- こととなる日の属する年度の末日まで延長後の入居期限を延長することができること。
- ア 北海道営住宅条例第6条第2号に掲げる条件を具備していること。
 - イ 北海道営住宅条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
 - ウ 延長後の入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者がいること。
- (2) 延長後の入居期限の延長を受けようとする場合は、延長後の入居期限が到来する日の30日前までに別記第2号様式の6の申出書を支庁長に提出しなければならないこと。ただし、延長後の入居期限が到来する日の30日前の日後において、子の出生等により(1)のアからウまでに該当する事情が生じた場合には、延長後の入居期限が到来する日まで当該申出書を提出することができること。

別記第2号様式の6（第7条の5関係）

子育て世帯向け住宅の入居期限延長申出書

年 月 日

北海道 支庁長 様

入居者 氏 名 

子育て世帯向け住宅に係る期限付入居決定の入居期限の延長を受けたいので、北海道営住宅条例第8条の2第6項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申し上げます。

記

- 1 入居中の子育て世帯向け住宅の名称等
 - 団地名
 - 住棟名
 - 住戸番号 (階)
 - 団地の所在地
- 2 現に付されている入居期限

年 月 日

別記第2号様式の7（第7条の5関係）

子育て世帯向け住宅の入居期限延長通知

入居者氏名 様 年 月 日

北海道 支庁長 印

年 月 日付で申出のあった子育て世帯向け住宅に係る期限付入居決定の入居期限の延長については、次のとおり決定したので通知します。

記

1 入居期限を延長した子育て世帯向け住宅の名称等

団地名
住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地

2 延長後の入居期限

年 月 日

(北海道営住宅条例第8条の2第6項の規定により入居期限が再度延長された場合を除き、この入居期限までに子育て世帯向け住宅を明け渡していただきます。)

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式の2 (第9条関係)

北海道営住宅期限付入居許可書

氏名 様

北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号)の規定に基づき、次のとおり北海道営住宅(子育て世帯向け住宅)に入居することを許可します。

住宅の使用に当たっては、北海道営住宅条例その他の法令を遵守し、適正に使用してください。

年 月 日

北海道 支庁長 印

1 入居を許可する住宅等

団地の所在地	
団地・住宅番号	団地 棟 号室
住宅の構造等	年建設 造 建 住戸専用面積

2 入居を許可する者(入居者及び同居親族)

氏名	続柄	生年月日	備考	氏名	続柄	生年月日	備考
	本人	・				・	
		・				・	
		・				・	
		・				・	

3 認定した収入月額及び決定した家賃月額

年間所得総額		控除額の 内訳	同居・扶養控除額	円×人=
控除額の合計			老人扶養控除額	円×人=
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円×人=
収入月額			障害者控除額	円×人=
収入階層	I II III IV V VI		特別障害者控除額	円×人=
本年度の家賃月額			老年者控除額	円×人=
			寡婦(夫)控除額	円×人=
			控除額合計	

4 入居可能日及び入居の指定期間

入居可能日	年 月 日	入居の指定期間	入居可能日から 年 月 日まで
-------	-------	---------	--------------------

5 入居手続の状況

請書の提出	年 月 日	敷金の納付	年 月 日	納付額	円
子育て世帯向け住宅の期限付入居決定に関する承諾書の提出			年 月 日		

6 入居期限

この住宅は、北海道営住宅条例第8条の2第1項の規定により、入居期限を付して入居の決定を行ったため、入居期限が到来する日までに住宅を明け渡さなければなりません。

なお、この住宅の入居期限の到来する日は、年 月 日です。

注 この許可書の内容に反して入居した場合その他不正の行為により入居した場合には、直ちに住宅の明渡しを求めることがあります。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

別記第11号様式の2 (第13条関係)

子育て世帯向け住宅入居承認申請書

年 月 日

北海道 支庁長 様

申請者 氏 名 印

次の理由により、子育て世帯向け住宅に引き続き居住したいので、申請します。
なお、この住宅には、入居の決定に 年 月 日までの入居期限が付されており、入居期限が到来する日をもって当該決定は効力を失うこと及び入居期限が到来する日までにこの住宅を明け渡さなければならないことは承知しています。

住 宅 等	所在地・団地名等	団地 棟 号						
	現在の入居者氏名	入居年月日						
現入居者の異動の内容		異動事実の発生した日						
		年 月 日						
現 同 居 者	氏 名	続柄	生年月日	備考	氏 名	続柄	生年月日	備考
			・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	
新入居者	氏 名	現入居者との続柄						

- 注1 太枠の部分に記入してください。
2 引き続き居住される方全員の所得を証明する書面及び現入居者が異動した事実を示す書面を添付してください。

＜処理欄＞

年間所得総額		控 除 額 の 内 訳	同居・扶養控除額	円× 人＝
控除額の合計			老人扶養控除額	円× 人＝
認定収入年額			特定扶養親族控除額	円× 人＝
収入月額			障害者控除額	円× 人＝
収入超過基準			特別障害者控除額	円× 人＝
			老年者控除額	円× 人＝
			寡婦（夫）控除額	円× 人＝
収入階層	I II III IV 裁V 裁VI		控除額合計	
家賃滞納状況	なし・あり（金額： 円 月数： ）			
承認の適否	収入申告・家賃減免に関する処理欄			
	制度説明	年 月 日		
	用紙交付	年 月 日		

受付印

別記第12号様式の次に次の1様式を加える。
別記第12号様式の2（第13条関係）

子育て世帯向け住宅入居承継承認通知

氏 名 様

先に申請のありました子育て世帯向け住宅の入居の承継について、次のとおり承認します。

なお、この住宅は、北海道営住宅条例第8条の2第6項の規定により入居期限が延長された場合を除き、入居期限である 年 月 日までに明け渡さなければなりません。

住 宅 等	所在地・団地名等	団地 棟 号						
	現在の入居者氏名	入居年月日						
現入居者の異動の内容		異動事実の発生した日						
		年 月 日						
現 同 居 者	氏 名	続柄	生年月日	備考	氏 名	続柄	生年月日	備考
			・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	
			・ ・				・ ・	
新入居者	氏 名	現入居者との続柄						

年 月 日

北海道 支庁長 印

別記第33号様式の次に次の2様式を加える。
別記第33号様式の2（第29条の2関係）

子育て世帯向け住宅の入居期限到来通知書

年 月 日

入居者 氏 名 様

北海道 支庁長 印

北海道営住宅条例第28条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。
次の子育て世帯向け住宅の期限付入居決定は、入居期限の到来をもってその効力を失いますので、必ず、入居期限が到来する日までに住宅を明け渡してください。
なお、北海道営住宅条例第8条の2第6項の規定により、入居期限の延長について申出をしようとするときは、別途必要な手続きを行ってください。

記

- 子育て世帯向け住宅の名称等
団地名
住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地
- 入居期限 年 月 日

別記第33号様式の3 (第29条の2関係)

子育て世帯向け住宅の入居期限到来通知書
年 月 日

入居者氏名 様

北海道 支庁長 印

北海道営住宅条例第28条の3第1項の規定により、次のとおり通知します。
次の子育て世帯向け住宅の期限付入居決定は、入居期限の到来をもってその効力を失いますが、この通知の日から6月を経過した日の前日まで明渡しを猶予することとします。この場合、入居期限が到来した日の翌日から子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日又はこの通知の日から6月を経過した日の前日のいずれか早い日までの期間について、毎月、北海道営住宅条例第15条第1項の家賃に相当する額の金銭を徴収することとします。

なお、北海道営住宅条例第8条の2第6項の規定により、入居期限の延長について申出をしようとするときは、別途必要な手続きを行ってください。

記

- 子育て世帯向け住宅の名称等
団地名

住棟名
住戸番号 (階)
団地の所在地

2 入居期限 年 月 日

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表第1の1の表道公営住宅の部根室市の項、同別表の2の表駐車場の部根室市の項及び別表第4根室市の部の改正規定 平成18年12月25日
 - 別表第1の1の表道公営住宅の部砂川市の項及び同別表の2の表駐車場の部砂川市の項の改正規定、同表集会所の部の改正規定(砂川市に係る部分に限る。)並びに別表第4砂川市の部の改正規定 平成19年1月1日
 - 別表第1の1の表道公営住宅の部岩内町の項、夕張市の項、旭川市の項、網走市の項、幕別町の項及び釧路市の項並びに同別表の2の表駐車場の部岩内町の項、夕張市の項、旭川市の項、網走市の項、幕別町の項及び釧路市の項の改正規定、同表集会所の部の改正規定(旭川市、網走市及び幕別町に係る部分に限る。)、同表高齢者生活相談所の部の改正規定(幕別町に係る部分に限る。)並びに別表第4旭川市の部、網走市の部及び幕別町の部の改正規定 平成19年1月10日
 - 別表第1の1の表道公営住宅の部の改正規定(札幌市、千歳市、北広島市及び小樽市に係る部分に限る。)、同別表の2の表駐車場の部の改正規定(千歳市及び小樽市に係る部分に限る。)、同表高齢者生活相談所の部の改正規定(千歳市に係る部分に限る。)及び別表第4の改正規定(千歳市及び小樽市に係る部分に限る。) 平成19年2月1日
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成18年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第170号

北海道青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則
北海道青少年問題協議会条例施行規則(昭和29年北海道規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第19号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の勤務時間に関する規程（昭和55年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に、「から第4条まで」を「及び第3条」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「前条」を「第4条」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。